

令和6年度給付金事業の実施結果について

物価高騰の影響を受けた市民を支援するため、令和6年度に新たに住民税非課税等となった世帯及び定額減税の効果を十分に受けられない方々への給付金事業を実施しましたので、結果を報告いたします。

1 実施結果の概要

(1) 給付実績等

	低所得世帯への給付		調整給付金
	新たに非課税等となる世帯	子育て世帯への加算	
対象	令和5年度の住民税所得割が課税されていたが、令和6年度は課税がない世帯	左欄の対象世帯(※同一世帯の18歳以下の児童が対象)	定額減税額が所得税額及び住民税所得割額を上回るため、定額減税の効果を十分に受けられない者
給付額	10万円／1世帯	5万円／児童1人	定額減税しきれない額
基準日	令和6年6月3日		
申請期限	令和6年10月31日		
対象世帯数	5,039世帯	1,176人分(662世帯)	51,901人
実績	世帯数	4,879世帯	51,014人
	支給額	4.9億円	22.6億円

(2) 対象者への周知・広報

①支給案内【7月】

課税情報などから各給付金の対象者を特定し、支給案内を郵送しました。

②勧奨通知【9月】

一定期間を経過しても申請がない方に勧奨通知を郵送しました。

③市ホームページでの情報発信【7月～】

最新の情報を市ホームページで随時掲載しました。

④チラシによる情報発信【7月～】

3市民センターなどにチラシを置き、広く周知を図りました。

⑤広報あかし【7・9・10月】

4度にわたり広報あかしに記事を掲載し、広く周知を図りました。

2 令和7年度の予定

令和6年分所得税の確定に伴い、「当初調整給付金の支給額に不足額が生じた者」及び「事業専従者など制度のはざまにあるため定額減税等の恩恵を受けられない者」に対する「不足額給付」の実施が予定されています。詳細が判明次第、周知を図ってまいります。